

4月から国民健康保険制度が変わります

現在の市町村ごとの運営から、県と市町村が共同で運営する制度に改正します。
 【問】国保年金課(古河庁舎) Tel 22・5111

なぜ県と一緒に運営するの？

勤務先の健康保険などの医療保険に加入していない人が加入するのが国民健康保険(国保)です。これにより、日本では全ての人の医療保険加入(国民皆保険)が実現しています。しかし、国保は勤務先の医療保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった構造的な問題を抱えています。

そこで、市町村国保の財政を県単位化することで、安定的な財政運営を目指し、国民皆保険を将来にわたって守り続けます。



▲現在の国民健康保険被保険者証

県の主な役割	市の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金を県に納付
国民健康保険運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	被保険者証等の発行
市町村ごとの標準的な標準保険税率を算定し、公表	標準保険税率を参考に国保税率を決定 国保税の賦課・徴収
保険給付に必要な費用を市町村に支払い	保険給付の決定、支給

県と市町村の役割はどうなるの？

県は、各市町村が国保税を決めるために参考とする標準保険税率の提示や、県内国保の運営方針を策定するなど、市町村と協力して国保の運営を行います。

4月から変わること

①被保険者証(保険証)と高齢受給者証が1枚のカードになります

これまで、70~74歳の人には、毎年3月に送付する「保険証」のほかに、7月に一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を送付していました。今回の保険証更新(平成30年4月)からは、利便性の向上のため、保険証に高齢受給者証の内容も記載した、1枚のカードになります。

この変更により、保険証の有効期限を3月31日(4月1日更新)から原則7月31日(8月1日更新)に変更します。

※70歳以上の人の負担割合が8月切り替えのため。

②高額療養費の多数回該当が通算されます

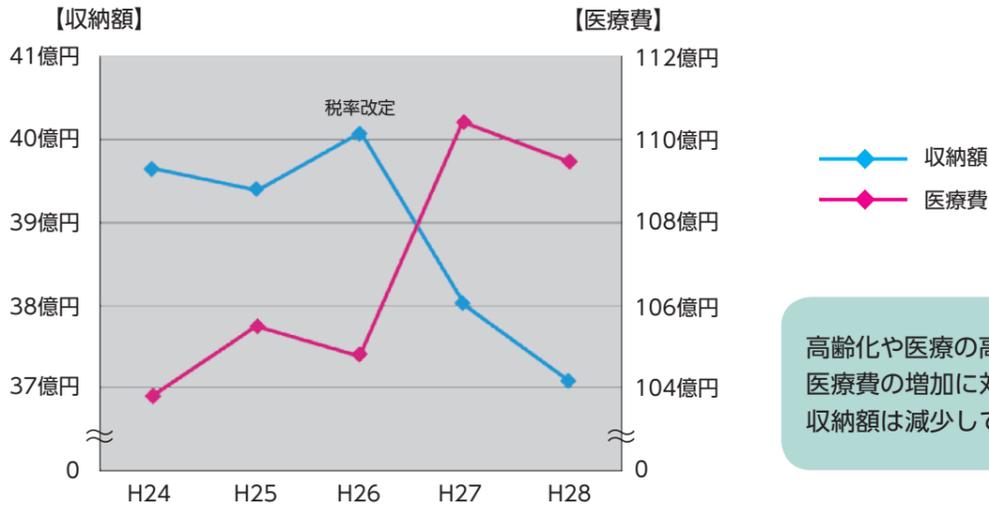
過去12カ月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度について、茨城県内の転居であって、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、転居前の該当回数も通算することになり、経済的な負担が軽減されます。

国保税の納付や給付の申請、届け出などは、これまでどおり市役所の窓口で行えます。
 また、加入者の受診方法も変わりません。



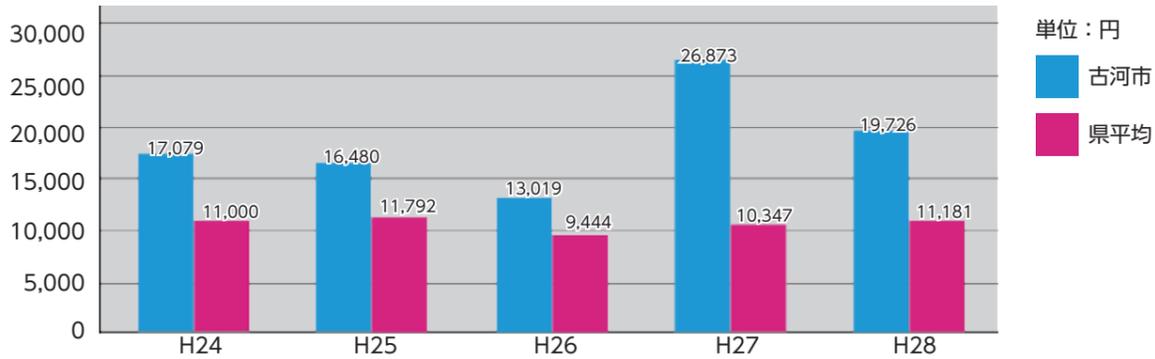
グラフで見る古河市の国保財政状況

■国保税収納額と医療費



高齢化や医療の高度化による医療費の増加に対して収納額は減少しています

■1人当たり赤字補てんのための一般会計繰入金



決算状況は赤字財政で厳しいものとなっており国保税だけの運営は困難な状況です

気になる国保税はどう変わるの？

◆将来的には県内統一の保険税率を目指しますが、それまでの間は各市町村で税率を決めることとなります。現在の古河市の税率は、県内44市町村中34番目と低い設定です。

今後、国保税だけでは賄えない部分を一般会計から負担する予定ですが、市の財政状況に影響するので、平成30年度から原則2年ごとに、被保険者への急激な負担増にならないよう配慮しながら、税率の見直しをする方向で進めます。

◆国保税は医療費の支払いに必要な額を加入者が負担しています。医療費の増加は、直接国保税にも影響するので、医療費を抑えるためには「疾病予防」「病気の早期発見・早期治療」「ジェネリック医薬品の使用促進」などが有効です。

加入者の皆さんが健康の保持・増進に努めるとともに、市で実施している「特定健診」「がん検診」などを毎年受診しましょう。